

(現行規定)

(2) 消費者に誤解を与えるような表示が行われている実態があるか

加工食品の原産地が加工地であるというルールを逆手にとって、表示において加工地をことさらに強調することにより、主要な原材料の原産地が別にあるにもかかわらず、加工地として表示された地域が当該原材料の原産地であると消費者に誤解を与えるような表示が行われている場合には、原料原産地表示の必要性が高いと考えられる。

(3) 他の方法によって消費者の誤認を防ぐことは困難か

業界の自主的な取り決め（公正競争規約）等により、加工食品の原産地表示に一定の基準を導入し、原材料の原産地につき消費者の誤解を防ぐことが可能な場合には、あえて原料原産地を表示する必要がないと考えられる。

(論点)

消費者に誤解を与える表示を排除する観点からは、一括表示（義務表示）のほか、任意表示である一括表示外の表示や商品名等も含めて誤認防止を図る必要があるのではないか。

品目毎の特性を考慮し、業界が自主的にルールづくりを行うことによって誤認防止を図ることも可能ではないか。

(参考)

(2) に関する論点と具体的イメージ



例1: 表示対象品目(あじの開き)
一括表示外に、強調表示として、
加工地を表示

おもて面の表示(一括表示外)
に、任意の表示として、「西伊
豆加工」と、原料の原産地(韓
国)と異なる地名が表示がされ
ている。

名称	まあじ開き(特上)
原材料名	真あじ(韓国産) 塩、酸化防止剤(V・C)
内容量	2枚
賞味期限	特上
保存方法	ALCO

一括表示(あじの開きは、原料原産地の義務表示対象)として「韓国産」と表示されている一方、おもて面の表示(一括表示外)に、任意で「西伊豆加工」と、原料の原産地と異なる地名が表示されている。これが仮に「西伊豆産」となると、消費者に誤認を与える可能性が出てくる。



例2:表示対象外品目(茶)

商品名に産地表示

商品名は「静岡茶」となっているが、「静岡」とは加工地（仕上げ茶）を製造した場所を指すのか、原料茶葉の産地なのか明確でない。（原料茶葉に関する表示はされていない。）

茶の産地表示については、日本茶業中央会を中心に自主基準の検討が行われている。



例3:表示対象外品目(しらす干し)

生鮮食品的な産地表示

プライ斯拉ベルに生鮮魚介類同様「和歌山県産」と表示がなされているが、「加工地」なのか、「原料の原産地」なのか不明。

シラス干しについては、原料原産地表示は義務付けられていない。

(参考)

(3) に関する論点と具体的イメージ

品目毎の特性を考慮し、業界が自主的にルールづくりを行うことによって誤認防止を図ることも可能ではないか。



(公正競争規約において、原料の原産地を規制している例)

- コーヒー：生豆原産国を表示
- はちみつ：採蜜国を表示

(現行規定)

(4) 原材料の安定供給が可能で、原料原産地がある程度一定しているか

製品ごとに使用する原材料が一定しており、混合使用もされていない場合は、原料原産地を表示しやすいが、原材料の原産地が時期により変わったり、又は複数の原産地のものを混合使用していてその比率が変動する場合は、その度に包装に印刷してある表示を変更することは、技術的・コスト的に困難な場合が多い。

(5) 適正な表示を指導し、また、事後的に確認する手法・体制は十分か

適正表示のモニタリングのため、原料原産地の違いについて書類検査、官能検査、科学的分析を含め、一般的に実施可能であり、かつ、一定の信頼性を持つ識別の方法を持つ必要がある。また、このようなモニタリングを適切に実施していくためには、地方自治体及び事業者団体の積極的な取組みが必要である。

(論点)

表示方法を工夫することにより解決される場合もあり、表示対象品目選定要件としては不要ではないか。

(ただし、実行上の問題についても考慮が必要ではないか。)

原料原産地表示に限らず、原産地の表示の確認は伝票等による社会的検証が行われており、そうした方法によって確認することができるので表示対象品目選定要件としては不要ではないか。

(参考)加工食品の主な品目一覧

No.	品目	No.	品目	No.	品目	No.	品目
1	麦類	9	穀類加工品	14	食肉製品	20	その他の水産加工食品
1	精麦	1	アルファー化穀類	1	加工食肉製品	21	調味料及びスープ
2	粉類	2	米加工品	2	鳥獣肉の缶・瓶詰	1	食塩
1	米粉	3	オートミール	3	加工鳥獣肉冷凍食品	2	みそ
2	小麦粉	4	パン粉	4	その他の食肉製品	3	しょうゆ
3	雑穀粉	5	ふ	15	酪農製品	4	ソース
4	豆粉	6	麦茶	1	牛乳	5	食酢
5	いも粉	7	その他の穀類加工品	2	加工乳	6	うま味調味料
6	調整穀粉	10	菓子類	3	乳飲料	7	調味料関連製品
7	その他の粉類	1	ビスケット類	4	練乳及び濃縮乳	8	スープ
3	でん粉	2	焼き菓子	5	粉乳	9	その他の調味料及びスープ
1	小麦でん粉	3	米菓	6	はっ酵乳及び乳酸菌飲料	22	食用油脂
2	とうもろこしでん粉	4	油菓子	7	バター	1	食用植物油脂
3	甘しょでん粉	5	和生菓子	8	チーズ	2	食用動物油脂
4	馬鈴しょでん粉	6	洋生菓子	9	アイスクリーム類	3	食用加工油脂
5	タピオカでん粉	7	半生菓子	10	その他の酪農製品	23	調理食品
6	サゴでん粉	8	和干菓子	16	加工卵製品	1	調理冷凍食品
7	その他のでん粉	9	キャンデー類	1	鶏卵の加工製品	2	チルド食品
4	野菜加工品	10	チョコレート類	2	その他の加工卵製品	3	レトルトパウチ食品
1	野菜缶・瓶詰	11	チューインガム	17	その他の畜産加工品	4	弁当
2	トマト加工品	12	砂糖漬菓子	1	はちみつ	5	そうざい
3	きのこ類加工品	13	スナック菓子	2	その他の畜産加工品	6	その他の調理食品
4	塩蔵野菜	14	冷菓	18	加工魚介類	24	その他の加工食品
5	野菜漬物	15	その他の菓子類	1	素干魚介類	1	イースト及びふくらし粉
6	野菜冷凍食品	11	豆類の調整品	2	塩干魚介類	2	植物性たん白及び調味植物性たん白
7	乾燥野菜	1	あん	3	煮干魚介類	3	麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ
8	野菜つくだ煮	2	煮豆	4	塩蔵魚介類	4	粉末ジュース
9	その他の野菜加工品	3	豆腐・油揚げ類	5	缶詰魚介類	5	他に分類されない加工食品
5	果実加工品	4	ゆば	6	加工水産物冷凍食品	25	飲料等
1	果実缶・瓶詰	5	凍豆腐	7	練り製品	1	飲料水
2	ジャム・マーレド及び果実バター	6	納豆	8	その他の加工魚介類	2	清涼飲料
3	果実漬物	7	きなこ	19	加工海藻類	3	水
4	乾燥果実	8	ビーナッツ製品	1	こんぶ	4	その他の飲料
5	果実冷凍食品	9	いり豆類	2	こんぶ加工品		
6	その他の果実加工品	10	その他の豆類の調整品	3	千のり		
6	茶、コーヒー及びココアの調整品	12	砂糖類	4	のり加工品		
1	茶	1	砂糖	5	干わかめ類		
2	コーヒー製品	2	糖みつ	6	干わかめ類		
3	ココア製品	3	糖類	7	干ひじき		
7	香辛料	13	その他の農産加工品	7	干あらめ		
8	めん・パン類	1	こんにやく	8	寒天		
1	めん類	2	その他の農産加工食品	9	その他の加工海藻類		
2	パン類						